

(参考) 自殺防止対策事業公募要綱 新旧対照表

平成25年度	平成26年度
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>平成25年度</u>自殺防止対策事業公募要綱</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4.</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 補助対象経費 補助対象経費については、<u>平成25年4月1日又は採択の決定日のいずれか遅い日から平成26年3月末日までの間に支出された</u>諸謝金、賃金、国内旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費とする。 また、上記対象経費以外の経費は原則認められないが、活動上やむを得ず必要な場合については事業計画書提出時に理由書を添付すること。 詳細については別添2「対象経費解説」を参照のこと。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 応募方法 全国事業又は先駆事業を問わず、1団体1事業のみの応募とする。</p> <p>(1) 全国事業 ア. 提出書類 (ア) (略) (イ) その他 所管官庁に提出している定款(寄付行為)、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。また、任意団体においては会則、役員名簿、会計報告等、相当する内容を把握出来る資料を提出のこと。応募団体が<u>平成24年度</u>に本事業により補助金の交付を受けている場合は、当該補助事業の進捗がわかる資料も併せて添付すること。 また、提出書類は(ア)の書類も含め原則としてすべてA4コピー用紙片面刷り又は両面刷りによること。</p> <p>イ. 提出先 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(以下「厚生労働省」という。)に、上記ア.の(ア)及び(イ)を<u>平成25年1月15日</u>までに提出すること。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><u>平成26年度</u>自殺防止対策事業公募要綱</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4.</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 補助対象経費 補助対象経費については、<u>平成26年4月1日又は採択の決定日のいずれか遅い日から平成27年3月末日までの間に支出された</u>諸謝金、賃金、国内旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費とする。 また、上記対象経費以外の経費は原則認められないが、活動上やむを得ず必要な場合については事業計画書提出時に理由書を添付すること。 詳細については別添2「対象経費解説」を参照のこと。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 応募方法 全国事業又は先駆事業を問わず、1団体1事業のみの応募とする。</p> <p>(1) 全国事業 ア. 提出書類 (ア) (略) (イ) その他 所管官庁に提出している定款(寄付行為)、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。また、任意団体においては会則、役員名簿、会計報告等、相当する内容を把握出来る資料を提出のこと。応募団体が<u>平成25年度</u>に本事業により補助金の交付を受けている場合は、当該補助事業の進捗がわかる資料も併せて添付すること。 また、提出書類は(ア)の書類も含め原則としてすべてA4コピー用紙片面刷り又は両面刷りによること。</p> <p>イ. 提出先 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(以下「厚生労働省」という。)に、上記ア.の(ア)及び(イ)を<u>平成26年1月14日</u>までに提出すること。</p>

(2) 先駆事業
ア. 提出書類
(ア) (略)
(イ) その他
所管官庁に提出している定款(寄付行為)、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。また、任意団体においては会則、役員名簿、会計報告等、相当する内容を把握出来る資料を提出のこと。応募団体が平成24年度に本事業により補助金の交付を受けている場合は、当該補助事業の進捗がわかる資料も併せて添付すること。
また、提出書類は(ア)の書類も含め原則としてすべてA4コピー用紙片面刷り又は両面刷りによること。

イ. 提出先
都道府県等の自殺対策主管課に、上記ア.の(ア)及び(イ)を平成25年1月7日までに提出すること。
なお、申請を受理した都道府県等は、申請書類をとりまとめ推薦理由を付記し厚生労働省に平成25年1月21日までに提出すること。

7. 採択方法
(前略)
二次審査は平成25年3月頃に予定しているが、これに係る経費については補助対象としないので注意すること。
(後略)

8. (略)

9. 事業実績報告
国庫補助の対象となった団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物と共に平成26年4月10日までに厚生労働省に提出すること。また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

10. ~12. (略)

(2) 先駆事業
ア. 提出書類
(ア) (略)
(イ) その他
所管官庁に提出している定款(寄付行為)、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写しを提出すること。また、任意団体においては会則、役員名簿、会計報告等、相当する内容を把握出来る資料を提出のこと。応募団体が平成25年度に本事業により補助金の交付を受けている場合は、当該補助事業の進捗がわかる資料も併せて添付すること。
また、提出書類は(ア)の書類も含め原則としてすべてA4コピー用紙片面刷り又は両面刷りによること。

イ. 提出先
都道府県等の自殺対策主管課に、上記ア.の(ア)及び(イ)を平成26年1月6日までに提出すること。
なお、応募を受理した都道府県等は、推薦の可否を判断の上、推薦すべきと認められる場合には、推薦理由を記載した推薦書を添付し、応募書類と合わせて厚生労働省に平成26年1月20日までに提出すること。

7. 採択方法
(前略)
二次審査は平成26年2月頃に予定しているが、これに係る経費については補助対象としないので注意すること。
(後略)

8. (略)

9. 事業実績報告
国庫補助の対象となった団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物と共に平成27年4月10日までに厚生労働省に提出すること。また、本事業を実施した団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。

10. ~12. (略)

別添 1

自殺防止対策事業の手続きの流れ

(全国事業の厚生労働省への応募提出期限) 1月15日まで

(先駆事業の都道府県等への応募提出期限) 1月7日まで

(都道府県等から厚生労働省への推薦期限) 1月21日まで

別添 2・3 (略)

様式 1～3 (略)

様式 4

①～⑤ (略)

⑥提出予定の成果物

様式 5・6 (略)

別添 1

自殺防止対策事業の手続きの流れ

(全国事業の厚生労働省への応募提出期限) 1月14日まで

(先駆事業の都道府県等への応募提出期限) 1月6日まで

(都道府県等から厚生労働省への推薦期限) 1月20日まで

別添 2・3 (略)

様式 1～3 (略)

様式 4

①～⑤ (略)

⑥ (先駆事業のみ)

実施事業について先駆的と判断する点

※ 前年度実施団体については、前年度と比較しての先駆性も記入すること。

⑦提出予定の成果物

様式 5・6 (略)